

## 13 環境保全型農業直接支援対策

【2,644(2,644)百万円】

### 対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

### <背景/課題>

- ・「環境にやさしい」農業については、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入促進を図ることが必要です。
- ・外部有識者による対策の検証検討会において、新たな取組の増加が図られる仕組みとなるよう、また、集団的な取組の推進等より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう見直しを行っていくべきとの方向性が示されています。

### 政策目標

平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増

### <主な内容>

#### 1. 環境保全型農業に対する支援（環境保全型農業直接支払制度）

2,470(2,470)百万円

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。（国の支援額：4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1：1の負担割合で共同して支援）

具体的には、環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援します。

- 全国的な広がりを持った営農活動として取組まれるよう、新たに堆肥の施用（注）を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理します。
- 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

（国の支援額：有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物：1,500円/10a  
堆肥の施用（注）：2,200円/10a）

（注）堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

（環境保全型農業直接支払交付金  
補助率：定額  
事業実施主体：農業者等）

#### 2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

144(144)百万円

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地方公共団体等の支援体制を整備します。

（環境保全型農業直接支払推進交付金  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体等）

#### 3. 環境保全型農業直接支払制度に係るシステムの整備

30(30)百万円

より効率的・効果的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、必要な電算処理システムの改修を実施します。

（環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費  
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-0499(直)）]

# 環境保全型農業直接支援対策

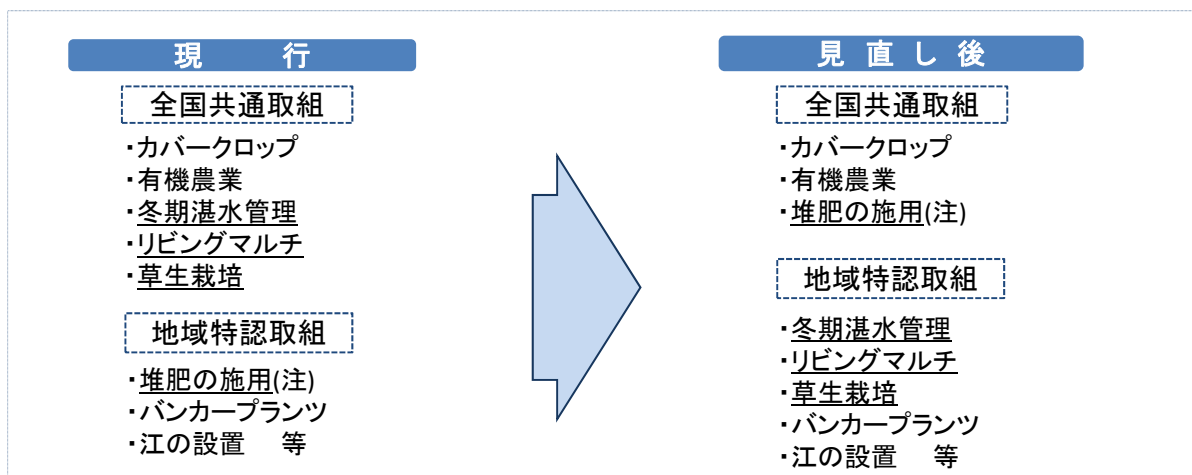
## 環境保全型農業直接支払交付金

【2,470(2,470)百万円】

- ◆ 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。(国の支援額:4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1:1の負担割合で共同して支援)
- ◆ 具体的には、**環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援**します。

### 見直しの内容

- ◇ **全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用(注)を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理**します。



- ◇ 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

- ・有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物  
【現行】国の支援額:4,000円/10a → 【見直し後】国の支援額:1,500円/10a
- ・堆肥の施用(注)  
【現行】国の支援額:2,500円/10a → 【見直し後】国の支援額:2,200円/10a

(注)堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

## 環境保全型農業直接支払推進交付金

【144(144)百万円】

## 環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 【30(30)百万円】